

原村社会体育館

使用料金について

使用料金は、団体使用と個人使用があります。

1. 団体使用は予約制となります。
2. 個人使用でも予約できますが、前日までの予約は団体使用料扱いとなります。
個人使用料の適用は、当日体育館の利用者がいない場合に限り
ます。
3. 予約は、使用する日の前月の10日以降から可能です。
予約した場合は使用しなかったときでも、使用料をお支払い
いただきます。
4. 都合によりキャンセルする場合には、使用日の3日前までに
キャンセルしてください。その場合には使用料は発生しません。

- * 体育館使用料、電気使用料及び備品使用料（暖房器具）は、別表
のとおりです。
- * 卓球台、バドミントンのネット等の備品使用料は、体育館使用料
に含まれます。

別表第 1

原村社会体育館使用料

①団体使用

使用場所	区分			使用料、1時間当たり (1時間未満の端数は、1時間に切上げる。)
体育室	全部を使用する場合	アマチュアスポーツ、体育、レクリエーションに使用する場合	一般	800円
			児童・生徒	400円
		その他の場合		2,000円
		営利を目的とする場合		20,000円
	一部を使用する場合	一般	その面積が2分の1、又は4分の1に満たないときの使用料は、全部使用する場合の区分に従いそれぞれの2分の1、又は4分の1とする。	
	児童・生徒			
ステージのみ使用する場合				600円
卓球場	一般			500円
	児童・生徒			250円
第1武道場 第2武道場	一般			400円
	児童・生徒			200円
ミーティングルーム				150円

②個人使用

体育室、卓球場、第 1 武道場、第 2 武道 場	一般（1人）	100円
	児童・生徒（1人）	50円
トレーニング室	高校生・一般	トレーニング教室会員証 （備品使用も含む） 1枚100円

備考

1. 使用時間を越えるときは、延長申込みをする。
2. 使用のための準備、後片付け及び清掃の時間は使用時間に含めるものとする。
3. 個人使用でも事前予約の場合は、団体使用扱いとなります。
4. 「一般」とは、高校生を除く18歳以上の者とし、「児童・生徒」とは、一般以外の者とする。
5. 村外からの合宿での使用は、一般、児童・生徒の区分に関係なく一般区分とし、当該区分に定める額の2倍とします。

別表第 2
電気使用料

使用場所等	区分	使用料、1時間当たり (1時間未満の端数は、1時間に切上げる。)
体育室	全面使用	400円
	半面使用	200円
	部分使用(1灯につき)	20円
ステージ	全面使用	50円
卓球場	全面使用	100円
	半面使用	50円
武道場	全面使用	50円
持込電気器具	1台	30円

別表第 3
備品使用料

種類	単位	使用料
卓球室 F F 式ストーブ	1台(1時間当たり)	480円
武道場 F F 式ストーブ	〃	200円
ジェットヒーター	〃	400円
ブルーヒーター	〃	200円